

## 子宮頸がん予防ワクチン 接種後の症状に対する医療支援について

### 目 的

碧南市が実施した子宮頸がん予防ワクチンの接種後に、原因が明らかとならない持続的な痛み、しびれ、脱力、不随意運動等の症状を有し、日常生活に支障が生じている市民の方が、症状と接種との因果関係が明らかとならない段階においても、現に症状を有している実態に即して適切な医療が受けられるよう支援するものです。

### 医療支援の内容

碧南市独自に接種後の症状に係る医療費及び医療手当の給付を行います。

#### 【対象者】

次の全ての項目に該当する方を対象とします。

ア 碧南市が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた方

イ 接種後に、原因が明らかとならない持続的な痛みやしびれ、脱力、不随意運動等の症状を現に有し、日常生活に支障が生じている方（要受診証明書）

ウ 接種後の症状について碧南市に相談された方で、予防接種法の規定による副反応報告書が医師から提出されている方

#### 【対象医療機関】

医療費及び医療手当の給付は、次の医療機関での医療を対象とします。

ア 厚生労働省が公表している「接種後の症状の診療に係る協力医療機関」

イ 保険医療機関

#### 【給付額】

次の額を給付します。

ア 医療費として医療保険の自己負担額

イ 医療手当（医療を受けた月に限り月額で給付するものです。）

平成27年度の場合

通院（3日未満）34,000 円 （3日以上）36,000 円

入院（8日未満）34,000 円 （8日以上）36,000 円

同一月に通院・入院 36,000 円

なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による健康被害救済制度や、特定疾患治療研究事業その他の公的制度により給付を受けた分は控除（後日給付を受けた場合は返還）します。

#### 【給付対象期間】

接種後の症状に対する医療を受けた日までさかのぼって適用します。

#### 【事業開始】

平成27年7月1日

### お問い合わせ（相談窓口）

まずは、接種後の症状について、碧南市の相談窓口までご相談ください。

碧南市健康推進部健康課（碧南市保健センター）電話 0566-48-3751

平日 8:30～17:15